

京 都 大 学 寄 附 金 事 務 取 扱 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「寄附金」とは、次の各号に掲げる<u>もの</u>をいう。</p> <p>(1) 学術研究のための<u>寄附金</u></p> <p>(2) 教育のための<u>寄附金</u></p> <p>(3) その他本学の運営のための<u>寄附金</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(受入決定の報告)</p> <p>第6条 部局の長は、寄附金の受入を決定したときは、所定の様式により、総長に報告するものとする。</p> <p>2 総長は、前項の報告を受けたときは、寄附者に寄附金<u>振込</u>依頼書その他必要な書類を添えて通知するものとする。</p> <p>(礼状の送付)</p> <p>第7条 総長は、寄附金が本学に入金されたときは、寄附者に礼状及び領収証書を送付するものとする。</p> <p>(寄附金の使途変更等)</p> <p>第8条 部局の長は、<u>次の各号の一に該当する場合は、寄附金の使途の変更等を行うことができる。</u></p> <p>(1) <u>寄附目的が達せられ、残額が1,000円未満となった寄附金を他の使途に使用する場合</u></p> <p>(2) <u>当該使途で研究担当者が指定されている寄附金について、当該指定を変更等する場合</u></p> <p>2 <u>前項の規定により、寄附金の使途の変更等を行ったときは、部局の長は、所定の様式による報告書により、総長に報告するものとする。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「寄附金」とは、次の各号に掲げる<u>経費に充てることを目的として寄附される現金及び有価証券</u>をいう。</p> <p>(1) 学術研究のための<u>経費</u></p> <p>(2) 教育のための<u>経費</u></p> <p>(3) その他本学の運営のための<u>経費</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>(受入決定の報告)</p> <p>第6条 } (同 左)</p> <p>2 総長は、前項の報告を受けたときは、寄附者に寄附金<u>納入</u>依頼書その他必要な書類を添えて通知するものとする。</p> <p>(礼状の送付)</p> <p>第7条 総長は、寄附金が本学に<u>納入</u>されたときは、寄附者に礼状及び領収証書を送付するものとする。</p> <p>(寄附金の使途変更等)</p> <p>第8条 部局の長は、<u>寄附目的が達せられた寄附金の残額について、寄附者の同意を得た場合又は少額となった場合で他の第2条第1項各号に掲げる経費に充てることが有意義と認めるときは、寄附金の使途を変更することができる。</u></p> <p>2 <u>部局の長は、寄附金の使途で研究担当者が指定されている場合において、当該研究担当者が退職し、又は他の部局若しくは大学等へ異動した場合は、当該寄附金に係る研究担当者を変更し、又は当該研究担当者の異動先に当該寄附金を移し替えることができる。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定により、寄附金の使途の変更等を行ったときは、部局の長は、所定の様式による報告書により、総長に報告するものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成22年7月27日から施行する。</p>